

三夕

# 磐城時報

福島縣石城郡平町船屋町十四  
印刷所人間田弘威  
福島縣石城郡平町船屋町十四  
印刷所加納活版所  
一部金武錢一ヶ月定期金五十錢  
發行所磐城時報社  
廣告料一行十四字詰金五十錢  
▲日刊(日曜、祭日)休刊

農業技術員を常置すべしとの動議が出てその調査に着手し今三日再び開會協議する筈であるが大体に於ては常置に決するもの如くで村としては本郡始めての試みであり縣補助もあることと組合の有益な事業として同業組合でも目下各町村に向つて設置の奨励をなしてゐる。

▲家庭衛生講習 磐崎

昨二日前八時半同校講堂に於て全校生徒に就任の挨拶をなし

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

鷹甲齊虎丸一行は愈々来る五日

は行末は相當な店を出してや

るといふ條件を信じ十五歳の時

虎丸の平町に開演する事は全く

から大正十五年二月まで十五年

珍らしいとして今から一般の期

ひをして貯えた金四十五圓の郵

便貯金まで横領して返さぬので

平町眞木辯護士を代理人として平

區裁判所に訴訟を提起した第一

回公判は三日午前十時宇留野判

事係りで開廷されたが、今時不

届主人大と謂はれてゐる。

江名町大字江名齋藤左京(三〇)

